住宅確保要配慮者 最大50万円
住宅・建築物安全 補助率最大2/3

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業

概　要

住宅に困窮している低所得の高齢者、障がい者、子育て世帯向けの賃貸住宅を供給するための空き家などの改修工事を対象として補助が行われます。

居住支援協議会などとの連携の下、入居ニーズや住宅オーナーの意向を踏まえた上で、空き家などを活用し、一定の質が確保された低廉な家賃の賃貸住宅を供給することが目的です。

これだけお得です!!

●補助率：補助対象費に対して1/3
●補助限度額：50万円／戸
（共同居住用住居とする場合は100万円／戸）

平成28年２月末時点の情報で、内容が変更になる場合があります。最新情報は、リモデル.jpにてPDF版をダウンロードしていただけます。（２頁参照）

このような住宅が対象です

●入居対象者を、原則として収入分位25％以下の高齢者、障がい者、子育て世帯の、現在住宅に困窮している世帯に限定とした、一定の質が確保された低廉な家賃の賃貸住宅。
●下記の住宅要件にあてはまる住宅。
①住戸の床面積は原則として25㎡以上であること
②台所、水洗トイレ、収納設備、洗面設備、浴室などの住宅設備を有すること
③一定のバリアフリー基準に適合していること
④現行の耐震基準に適合していること

制度の詳細　国土交通省
http://www.mlit.go.jp/policy/file000004.html

住宅・建築物安全ストック形成事業

概　要

地震の際の住宅・建築物の倒壊などによる被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性を向上させるための耐震診断、耐震改修（建替えも含む）に対して補助が行われます。

耐震改修促進法では、都道府県に対して耐震改修促進計画の策定を求めていますが、その計画のなかに耐震診断・改修を進めるための支援策が盛り込まれています。その支援策に対し、国が一定の割合を補助します。

耐震診断・耐震改修の具体的な支援策については、それぞれの自治体にご確認ください（39頁参照）。

これだけお得です!!

●戸建て住宅の耐震診断と耐震改修の交付率

耐震診断	
地方公共団体実施	1/2
民間事業者実施	2/3
耐震改修	
一般住宅	
地方公共団体実施	11.5%
民間事業者実施	23.0%
緊急輸送道路沿道又は避難路沿道等の住宅	
地方公共団体実施	1/3
民間事業者実施	2/3

制度の詳細　国土交通省
http://www.mlit.go.jp/policy/file000004.html